

契約社員の夏季手当計算について

国労東北自動車支部

出向社員が60歳以降再雇用制度としてエルダー社員となり、事情により退職した。契約社員として採用された場合(週3日～4日の労働)、移行期における夏季手当の計算がどうなっているかとの問い合わせがありましたのでお答えします。尚、バス社員が60歳定年以降、再雇用契約社員となった場合も同様です。

具体的な例としてAさんの場合

※12月までエルダー社員として勤務し、末日に退職。

1月より1年更新の契約社員として採用となるが本人希望により週平均3日～4日の労働。

「国労仙地申第27号」の回答で、契約社員夏季一時金の基準額は「6月1日現在の基本日額の23日分を1.87倍した額とし、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの稼働実績に基づき支給」とあることから

基本日額6,070円×23日×1.87=261,070円(端数切捨て)夏季手当調査期間(上記赤線部分)で1月から3月の平均勤務実績が週3日～4日としても10月から12月の勤務実績を加味した平均稼働日数は16.7日で端数切り上げとなり17日以上に該当。バス東北の勤続年数も1年以上あることから右表の80%になります。

261,070円×80%=208,856円 加算額80,000円も80%
80,000円×80%=64,000円 合計272,856円

稼働日数	20日	17日
入社からの日数	以上	以上
1年以上	100%	80%
6ヶ月～1年	80%	60%
3ヶ月～6ヶ月	40%	30%

3ヶ月未満は対象外です。

エルダー社員の夏季手当調査期間が前年12月1日から5月31日となっていますが、Aさんの場合12月退職の為1ヶ月の空白期間が生じます。これをバス東北の期間に参入し、1月から3月までの契約期間をプラスすると

$$272,856円 \times 4ヶ月 / 6ヶ月 = 181,904円$$

支給となります。

例えば6ヶ月の場合で、最低97日以上の労働日が夏季手当・年末手当支給の目安になります。

何かわからないことがあったら、遠慮なくいつでも相談してください。

労働者のニーズに合った働き方と制度作りの為、私たちと一緒に取り組みましょう！

「第11回全国組織強化・拡大」経験交流会
青森県分会 岩崎 宏
6月4日～5日、大阪リバーサイドホテルで「第11回全国組織強化・拡大」経験交流会に兜森書記長と参加した。
20代の若い人の参加が目立ち、千葉では21歳の他労組の青年が参加し、翌日国労に加入した。ジェイ・アール北海道バスでは、労働組合の取り組み方に不満を持った人たちが7名で新組合を結成し、内2名が参加。互いに交流することができ、大いに勉強になった。
職場の取り組みにより、仲間を増やせば会社も動かざるを得ないし、労働契約法20条問題など少しずつではあるが成果は出ていると思う。
一人でも多くの仲間が国労に入るよう頑張っていく。

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,121
2017.7.16

国労加入
で職場を
変えよう

第72回国労仙台台地本定期大会
9月24日(日)～25日(月)
松島・ホテル大観荘